

○食品衛生責任者取扱要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>1 趣旨 この要綱は、食品衛生責任者の資格、講習等の取扱いに関し、<u>食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）及び三重県食品衛生規則（令和3年三重県規則第13号。以下「規則」という。）</u>に基づき、必要な事項を定める。</p> <p>2 食品衛生責任者の資格 (1) <u>省令別表第17 一ロ（3）に規定する「都道府県知事等が適正と認める講習会」は、次に掲げるものとする。</u> ア <u>一般社団法人三重県食品衛生協会が行う食品衛生責任者養成講習会（e-ラーニングを含む。）</u> イ <u>一般社団法人三重県食品衛生協会が行う食品衛生指導員養成講習会</u> ウ <u>他の都道府県知事等が行う又は適正と認める食品衛生責任者養成講習会</u> (2) <u>前項の規定にかかわらず、令和3年5月31日時点で、三重県内の営業施設において、食品衛生の措置基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年三重県条例第20号）による改正前の食品衛生の措置基準等に関する条例（平成12年三重県条例第8号）第2条の規定により食品衛生責任者として設置されていた者は、食品衛生責任者として認めるものとする。</u></p> <p>3 食品衛生責任者養成講習会 <u>食品衛生責任者養成講習会（以下、「養成講習会」という。）の実施基準は別記1のとおりとする。</u></p>	<p>1 趣旨 この要綱は、食品衛生責任者の設置、講習等の取扱いに関し、<u>食品衛生の措置基準等に関する条例（平成12年三重県条例第8号。以下「条例」という。）及び三重県食品衛生規則（平成12年三重県規則第36号。以下「規則」という。）</u>に基づき、必要な事項を定める。</p> <p>2 食品衛生責任者の設置 (1) <u>営業者は、施設又はその部門ごとに、自ら又は当該従事者のうちから食品衛生責任者を1人定めておかなければならない。ただし、施設又はその部門が複数ある場合において、小規模施設等知事が衛生上支障がないと認めた場合はこの限りでない。</u> (2) <u>規則第16条第4項に規定する食品衛生責任者の設置を要しない営業とは、次のとおりとする。</u> ア <u>乳類販売業</u> イ <u>食肉販売業のうち、包装された食肉のみを販売する営業</u> ウ <u>飲食店営業のうち、露店営業又は臨時営業</u> エ <u>魚介類販売業のうち、包装された魚介類のみを販売する営業</u></p> <p>3 食品衛生責任者養成講習 (1) <u>規則第12条第2号に定める「三重県若しくは他都道府県における食品衛生責任者養成講習」を食品衛生責任者養成講習（以下、「養成講習」とする。）という。</u> (2) <u>養成講習は、次のとおりとする。</u></p>

<p>4 食品衛生責任者再講習会</p> <p>(1) <u>省令別表第17 一ハ(1)に規定する法第54条の営業(法第68条第3項において準用する場合を含む。以下「許可施設等」という。)の食品衛生責任者が定期的に受講する講習会を、食品衛生責任者再講習会(以下、「再講習会」という。)という。</u></p> <p>(2) 再講習会は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 三重県が開催する講習会</p> <p>イ 四日市市が開催する又は認める講習会</p> <p>ウ 三重県と食品衛生に関する団体が協同で開催する講習会</p> <p>(3) 再講習会の実施基準は別記2のとおりとする。</p> <p>(4) 再講習会の定期的な受講の頻度は、3年に1回とする。</p>	<p>ア 一般社団法人三重県食品衛生協会が行う講習会</p> <p>イ 都道府県、保健所を設置する市及び特別区が指定した講習会</p> <p>ウ その他、食品衛生に関する団体が行う講習で知事が指定する講習会</p> <p>(3) 養成講習の実施基準は別記1のとおりとする。</p> <p>4 食品衛生責任者再講習</p> <p>(1) <u>条例別表第1第1の7の(2)に規定する食品衛生責任者が定期的に受講する講習を食品衛生責任者再講習(以下、「再講習」とする。)という。</u></p> <p>(2) 再講習は、次のとおりとする。</p> <p>ア 三重県が開催、または三重県が委託して開催する講習会</p> <p>イ 四日市市が指定した講習会</p> <p>ウ 三重県と食品衛生に関する団体が協同で開催する講習会</p> <p>(3) <u>食品衛生責任者は、営業許可更新毎に再講習を受講することとする。ただし、当該責任者が更新期限満了日よりさかのぼって3年以内に再講習を受講していることを証する書類を提示できる場合にあつては、この限りではない。</u></p>
<p>(5) <u>許可施設等以外の食品衛生責任者は、許可施設等の食品衛生責任者に係る規定に準じて、定期的に再講習会を受講するよう努めるものとする。</u></p> <p>5 食品衛生責任者氏名の掲示</p> <p>規則第11条に規定する掲示は、第1号様式または同等以上の大きさを有する標札を用いて行うこと。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附則(平成18年12月20日健福第06-50-232号)</p> <p>この要綱は、通知の日から施行する。</p> <p>附則(平成20年3月14日健福第06-50-265号)</p>	<p>(4) 再講習の実施基準は別記2のとおりとする。</p> <p>5 食品衛生責任者氏名の掲示</p> <p>規則第14条に規定する掲示は、第1号様式または同等以上の大きさを有する標札を用いて行うこと。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附則(平成18年12月20日健福第06-50-232号)</p> <p>この要綱は、通知の日から施行する。</p> <p>附則(平成20年3月14日健福第06-50-265号)</p>

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
附則（平成29年12月18日健福第05-4230号）
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
附則（令和3年 月 日医保第05-4 号）
この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別記1_（食品衛生責任者養成講習会実施基準）

1 講習内容及び時間

（1）食品衛生学（食中毒、食品の取扱い、施設・設備の衛生管理等）

2.5時間

（2）食品衛生法（食品衛生法、HACCPに沿った衛生管理、営業規制、
自主衛生管理、自主回収、その他関係法規等） 3時間（食品表示
0.5時間を含む）

（3）公衆衛生学（感染症、疾病予防、環境衛生、労働衛生等）

0.5時間

計 6時間程度

2 確認試験

講義の理解度及び知識の定着度を確認するための試験を実施すること。

別記2_（食品衛生責任者再講習会実施基準）

講習内容及び時間

食品衛生学、食品衛生法、食品表示、その他最新の食品衛生に関する
知見等 計 1時間以上

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
附則（平成29年12月18日健福第05-4230号）
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別記 1

食品衛生責任者養成講習実施基準

講習内容及び時間

公衆衛生学（感染症、疾病予防、環境衛生、労働衛生等） 1時間

衛生法規（食品衛生法、施設基準、規格基準、公衆衛生法規等） 2
時間

食品衛生学（食品事故、食品の取扱い、施設の衛生管理、自主管理
等） 2時間30分

食品表示（食品表示法等） 30分

計 6時間

別記 2

食品衛生責任者再講習実施基準

講習内容及び時間

衛生法規、食品衛生学、食品表示、その他最新の食品衛生に関する
知見等

計 90分以上

第1号様式
標札

氏 名	食品衛生責任者 又はその資格名称
--------	---------------------

10 c m

20 c m

第1号様式
標札

氏 名	食品衛生責任者 又はその資格名称
--------	---------------------

10 c m 以上

20 c m 以上